(2)　管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 中之島図書館 | 職員Ａが新幹線を利用して管外出張した際に、復路は通常期にもかかわらず、閑散期で特急料金を算出して旅費を支給していた。また、職員Ｂが新幹線の特急料金を誤って申請した管外旅費が承認され、支給されていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員名 | 旅行日 | 旅費支給額 | 正規旅費額 | 過払い旅費額 |
| Ａ | 平成25年11月21日から同月22日 | 38,810円 | 39,010円 | ▲200円 |
| Ｂ | 平成25年９月10日 | 30,570円 | 30,160円 |  410円 |

 | 【是正を求めるもの】速やかに誤支給となっている旅費額の是正措置を講じるとともに、管外旅費の支給事務について適正な事務処理を行われたい。 | 誤支給のあった旅費について、追給及び戻入手続をそれぞれ行った。本件を受けて、改めて関係規程等の確認を行い、今後、管外旅費の支給事務に当たっては、旅費明細内訳書の確認を徹底し適正な事務処理に努める。 |
| 中之島図書館 | 管外旅費について、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものが３件あった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出張内容 | 旅行日 | 旅費支給額 | 精算日 |
| 国立国会図書館他 | 平成25年７月19日 | 29,040円 | 平成25年８月27日 |
| 同上 | 平成25年６月27日から同月28日 | 37,500円 | 平成25年８月27日 |
| 同上 | 平成25年７月19日 | 28,580円 | 平成25年８月27日 |

 | 【是正を求めるもの】大阪府財務規則第47条の規定に違反している。概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続について、全職員の理解を深められたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条 　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 今後、同様の事案が生じないよう概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続について、全職員に伝え理解を深めた。 |